

議案第六十七号

杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例

杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年杉並区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第三条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）に定めるものの例による。

第四条から第二十七条までを削り、第二十八条を第四条とし、第二十九条を第五条とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条 第三条の規定にかかわらず、政令第一条に定める補償基礎額並びに扶養親族に係る加算及びその額については、当分の間、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）に定めるものによる。

附則第四条から第九条までを削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

（提案理由）

学校医等に係る補償の範囲、金額、支給方法等の規定方法を改める等の必要がある。

杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
 条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第三条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）に定めるものの例による。

旧 条 例

（補償基礎額）

第三条 法第三条に規定する補償（第二十七条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第十七条第二項第二号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額

による。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する者については五百三十四円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する者のうち二人までの者についてはそれぞれ二百円（学校医等に第一号に該当する者がなく、第二号に該当する子がある場合にあつては、そのうち一人については、五百三十四円）を、その他の扶養親族については一人につき百三十四円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- 
- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫
  - 三 六十歳以上の父母及び祖父母
  - 四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日以後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、百三十四円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第一号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から一を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

---

（補償基礎額の限度額）	
第四条 略	
第五条 略	
（療養補償）	
第六条 略	
（休業補償）	
第七条 略	
（傷病補償）	
第八条 略	
（障害補償）	
第九条 略	
（休業補償、傷病補償及び障害補償の制限）	
第十条 略	
（介護補償）	
第十一条 略	
（遺族補償）	
第十二条 略	
（遺族補償年金）	
第十三条 略	

---

第十四条	略
第十五条	略
第十六条	略
(遺族補償一時金)	
第十七条	略
第十八条	略
第十九条	略
(遺族からの排除)	
第二十条	略
(年金たる補償の額の端数処理)	
第二十一条	略
(年金たる補償の支給期間等)	
第二十二条	略
(年金たる補償等の支払の調整)	
第二十三条	略
第二十四条	略
(葬祭補償)	
第二十五条	略
(死亡の推定)	

(報告、出頭等)

第四条 略

(委任)

第五条 略

附 則

第三条 第三条の規定にかかわらず、政令第

一条に定める補償基礎額並びに扶養親族に係る加算及びその額については、当分の間、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）に定めるものの例による。

第二十六条 略

(未支給の補償)

第二十七条 略

(報告、出頭等)

第二十八条 略

(委任)

第二十九条 略

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第三条 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する学校医等が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあつては、第十七条第二項の規定に準じて規則で定めるところにより計算した額。次項において同じ。）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金



前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、第十七条第二項の規定に準じて規則で定めるところにより計算した額。次項において同じ。）の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額

第 四 級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第 五 級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額
第 六 級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第 七 級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2 | 障害補償年金を受ける権利を有する学校医等のうち、第九条第六項の規定の適用を受ける者が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、障害補償年金差額一時金は、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合に限り支給するものとし、その額は、その差額に相当する額と

する。

一 その者の加重前の障害の等級が第七級以上である場合、その者の加重後の障害の等級に応ずる前項の表の下欄に定める額から、その者の加重前の障害の等級に応ずる同表の下欄に定める額を差し引いた額

二 その者の加重前の障害の等級が第八級以下である場合、その者の加重後の障害の等級に応ずる前項の表の下欄に定める額に、当該障害補償年金に係る第九条第六項の規定により計算された金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の等級に応ずる同条第一項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けらるべき遺族の順位は、次の各号の順序

とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受け権利を有する学校医等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹

4  
第十四条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十八条第三項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第十四条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十八条第三項中「第一項第三号及び第四

号」とあるのは「附則第三条第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

（障害補償年金前払一時金）

第四条 略

（遺族補償年金前払一時金）

第五条 略

（未支給の補償等に関する規定の読替え）

第六条 略

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第七条 略

（他の法律による給付との調整）

第八条 略

（葬祭補償に関する暫定措置）

第九条 略